

平成十一年法律第二百九十七号
国立研究開発法人国際農林水産業研究セン

タ一法

目次

- 第一章 総則（第一条～第五条）
- 第二章 役員及び職員（第六条～第十一条）
- 第三章 業務等（第十二条～第十三条）
- 第四章 雑則（第十四条）
- 第五章 罰則（第十五条）
- 附則 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターとする。

（センターの目的）

第三条 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）は、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

（国立研究開発法人）

第三条の二 センターは、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

（事務所）

第四条 センターは、主たる事務所を茨城県に置く。

（資本金）

第五条 センターの資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資ことができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（役員）

第六条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事一人を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行なう監事は、その間、監事の職務を行なうことはならない。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第三章 業務等）

第十一條 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 热帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。

二 前号の地域における農林水産業に関する外の資料の収集、整理及び提供を行なうこと。

三 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第一項の規定による出資並びに人材及び技術的援助のうち政令で定めるものを行なうこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

（株式等の取得及び保有）

（業務の範囲）

（附則抄）

第十二条 センターは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（積立金の処分）

二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下「期間」）

第一項の規定により農林水産大臣又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成り立ったる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

この項において「中長期目標の期間」という。の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行なった後、同

条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

（業務の財源に充てることができる）

（セントラルの成立の際に現に前条に規定するものとのとする）

第三条 センターの成立の際に現に前条に規定するものとのとする。

（政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、センターの成立の日において引き続きセンターの職員となつたもの（次条において「引継職員」という。）であつて、センターの成立の日より前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（セントラルの職員となる者の職員团体についての経過措置）

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第五条 センターの成

2 業務に關し、現に國が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時に於いてセンターが承継する。

4 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターラの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成二年五月二六日法律第八四号) 抄
（施行期日）
第一条 本法律は、平成十二年六月一日から施行する。

四号) 抄
附 貝 行期日
六号) この法律
少 る。則(

(施行日付) 第一 条 本法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

二 この法律の施行の祭現こ独立行政法人農業・

生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独

立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続ぎそれぞれの独立行政法人（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあっては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人森林水産業研究センター及び独立行政法人森総合研究所（以下「施行日後の研究機構等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究機構等の職員を同項に規定する特別職國家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職國家公務員等となるたるに基づく退職したことをみなし、支給しない。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者に対する、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十九号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の研究機構等は、前項の規定を受けた当該施行日後の研究機構等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人人食品総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）の

業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人農業・食品産業技術研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター並びに森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第二条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第一条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給される退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、その者の当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置) 第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工業研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者にあっては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所の、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター及び独立行政法人水産大学校を退職した者にあっては、国立研究開発法人水産研究・教育機構の、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあっては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者にあっては、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあっては、国立研究開発法人森林研究・整備機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

る日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究機構等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成一九年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二六日法律第六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の

日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（課税の特例）

第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受けた登録免許税を課さない。

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、（処分等の効力）

第二十九条 この法律の施行前にこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年五月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日法律第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十五条 この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日